No.６

令和７年（１２月）

第４回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目　　次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第４０号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保　育　課	1
第４１号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保　育　課	3
第４２号	熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保　育　課	5
第４３号	熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保　育　課	7

報告第４０号

専決処分の報告について

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和７年９月２６日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２６条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

報告第４１号

専決処分の報告について

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和７年９月２６日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

報告第４２号

専決処分の報告について

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和７年９月２６日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

報告第４３号

専決処分の報告について

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和７年９月２６日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。